## 奈良県告示第百八十五号

医療機関の指定をした。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり

令和元年七月二十六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

令和元年六月 一十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	極原市久米町六六○番地種原市久米町六六○番地を駒市あすか野南二丁目一番地一四番があずか野南二丁目一番地一四番がある。	一年 「ニック ニック 医療法人谷山耳鼻咽喉科クリ 医療法人輝歯会木原歯科医院
日 令和元年六月一 令和元年六月一	生駒市真弓——二—八	かつらぎ眼科クリニック
<b>日</b> 令和元年六月一	生駒市鹿ノ台東二丁目四番地四	つじもと医院
<b>日</b> 令和元年六月一	橿原市兵部町七一二	きらら薬局医大前店
指定年月日	医療機関の所在地	医療機関の名称

	一号	日
かつらぎ眼科クリニック近鉄	生駒市谷田町一六〇〇番地 近	鉄 令和元年七月四
生駒院	百貨店生駒店六階	日